

○八戸圏域水道企業団広報編集員に関する要綱

平成25年6月28日

改正 令和4年3月14日

(目的)

第1条 八戸圏域水道企業団(以下「企業団」という。)の広報紙の充実を図るため、八戸圏域水道企業団広報編集員(以下「編集員」という。)を置く。

(定数)

第2条 編集員の定数は、5人以内とする。

(一部改正〔令和4年3月14日〕)

(委嘱)

第3条 編集員は、企業団の給水区域内の水道の利用者で、次の各号のいずれにも該当するもののうちから、企業長が委嘱する。

- (1) 満18歳以上の者
- (2) 企業団の広報活動に関心がある者

(一部改正〔令和4年3月14日〕)

(任期)

第4条 編集員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の編集員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委嘱の取消し)

第5条 企業長は、編集員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を取り消すことができる。

- (1) 職務を誠実に遂行していないとき。
- (2) 第3条各号に該当しなくなったとき。
- (3) 職務の遂行ができなくなったとき。
- (4) その他企業長が取り消す必要があることを認めたとき。

(職務)

第6条 編集員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 編集員会議に出席すること。
- (2) 広報紙の記事の執筆及び編集をすること。
- (3) その他企業長が必要と認めた事項

(謝礼)

第7条 編集員が、前条各号の職務を行ったときは、謝礼を支払うものとする。

2 前条第1号に定める職務を行ったときの謝礼の額は、1回につき8,800円とする。

3 前条第2号に定める職務を行ったときの謝礼の額は、次に掲げる額とする。

(1) 広報紙面2分の1ページの記事の執筆及び編集を行ったとき 10,000円

(2) 広報紙面1ページの記事の執筆及び編集を行ったとき 15,000円

4 前条第3号に定める職務を行ったときの謝礼の額は、予算の範囲内において、企業長が定めるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

2 八戸圏域水道企業団広報紙編集委員設置要綱(平成11年6月10日決裁)は、廃止する。

附 則(令和4年3月14日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。